

広島県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年三月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市高屋町高屋東四一八六番一地从先から 東広島市高屋町高屋東四一八八番一地从先まで			二五・〇〇 六二・〇〇	一一四・〇〇	一部拡幅
	二五・〇〇 七五・〇〇			一一四・〇〇	